川越市景観計画の一部変更(素案)

川越市景観計画 第4章 都市景観の形成に関する方針と行為の制限 において、新たな都市景観形成地域として、以下の内容を追加します。

喜多院周辺地区

位置と地区の概要

【名称】 喜多院周辺地区都市景観形成地域

【位置】 小仙波町1丁目、小仙波町2丁目、小仙波町3丁目、小仙波町4丁目、 小仙波町5丁目、西小仙波町1丁目、西小仙波町2丁目の全部

【面積】 約88.7ha

【地区の概要】

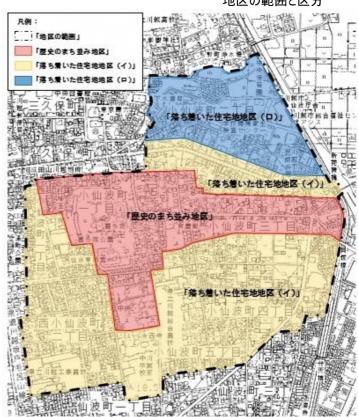
当地区は、本市の中心市街地の東部に位置し、喜多院や中院、東照宮と一体となって形成された落ち着いた住宅地と県道川越日高線沿いの商業施設等からなる市街地的景観、喜多院をはじめとした多くの文化財により構成される歴史的景観、境内林や新河岸川などが見せる自然的景観が複合しており、地域に継承される活動や伝統行事と共に地域固有の歴史的風致を形成している。



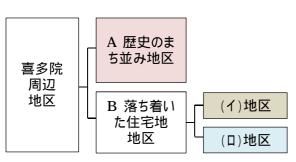
「喜多院周辺地区」における良好な景観の形成に関する方針

本地区は、景観の特性と目指すべき景観形成の方向性によって、地区内を次の3つに区分し、それぞれに以下の方針を定めます。

地区の範囲と区分



地区の区分



A 歴史のまち並み地区の方針

喜多院や中院と一体となって発展してきた門前町や、花柳界として栄えた当時の面影を残す茶屋町などの歴史資源を尊重した町並みを形成する。

喜多院や中院の境内にある森を尊重して町並みを形成する。

訪れてみた〈なる、魅力ある町並みを形成する。 次の世代を担う人材や新たな住民を含めた地域 全体が、地域の記憶や文化を共有し、それを意識 しながら景観形成を行うことで、地域らしい「たたず まい」を育んでゆ〈。

B 落ち着いた住宅地地区の方針

次の世代を担う人材や新たな住民を含めた地域 全体が、地域の記憶や文化を共有し、それを意 識しながら景観形成を行うことで、地域らしい「た たずまい」を育んでゆく。

【落ち着いた住宅地地区(イ)】

喜多院や中院と一体となって形成された住宅地として、落ち着いた潤いのある町並みを形成する。

敷地内の豊かな緑を継承し、喜多院や中院の境内にある森を尊重して町並みを形成する。

【落ち着いた住宅地地区(口)】

喜多院と川越城(初雁城)の間に位置する 住宅地として、敷地の緑が豊かな落ち着い た町並みを形成する。

「喜多院周辺地区」における都市景観形成基準

項目		A 歴史のまち並み	地区	В	3 落ち着いた住	宅地地区	
建築	位置	道路や敷地に対する建築物の位置は、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。					
衆物 及 び工 作 物 に関 する基 準	規模	建築物の高さについて まち並みとの調和を図 <u>る。</u>	るものとす	<u>建築物の</u> の調和を ○落ち着い 建築物の	高さについてに 図るものとする。 た住宅地地区	 (ロ)の範囲における については、周囲の	
	形態・意匠	公共空間(道路や河川 との調和を図るとともに、 により、周囲に圧迫感を 共同住宅では、バルコニ 濯物などが見えに〈〈なる 屋外階段は、建築物本 屋外に設置される建築 いような場所への設置な 自然素材の使用に努め	間口の大きな 与えないように 一等の形態の るように配慮す 体との一体感 設備等につい も目隠しの設置	は建築物にて <u>に配慮する。</u> の工夫により でる。 や調和に配っては、公共な	ONでは、壁面の 、公共空間(道 慮する。 空間(道路や公	の後退や分節化など 直路や公園等)から洗	
		建築物には、勾配屋根と、軒や庇の位置を周合わせることなどにより、気を演出するとともに、並みとの調和を図るよう	囲の建物と 、和の雰囲 周囲のまち 努める。				
	形態	建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲のまち並みや環境との調和を図るとともに、下に掲げる色彩の範囲のとおりとする。 各立面につき、当該面積の 10 分の1以下の範囲内でアクセント色として着色される					
	· 意 匠	部分の色彩については、次ページに掲げる色彩の範囲は適用しない。 建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、落ち着きのある色調を基本とする。 〇多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する 色の数や面積等のバランスに十分配慮する。 着色していない木材、土壁(漆喰仕上げを含む)、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、下に掲げる色彩の範囲は適用しない。					
	のうち、						
	色彩						
	の 基	色相 7.5R~7.5Y	明度 2を超え8ラ		》 彩度 6 以下		
	準	(7.5Y は含まない) 7.5Y ~ 7.5GY (7.5GY は含まない)	8以上9未 2を超え85 8以上9末	満 未満	2以下 4以下 2以下		
		7.5GY ~ 7.5RP (7.5RP は含まない)	2を超え8ラ		2以下		
		7.5RP~7.5R (7.5R は含まない)	2を超え858以上9末		4 以下 2 以下		

基準の 解 説 番 号

	門塀・擁壁等仮設物	門塀・柵は周辺のまち並みとの連続性に配慮したものとする。 集合住宅において、壁面を後退させた場合は、道路境界との間に生垣や植栽などの 緑化を施すなど、まち並みの連続性に配慮する。 門塀・柵を設ける場合は、敷地内の中木や高 木が道路側から見える程度の高さとする。 仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するととも に、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。				
その他の基準	夜間景観	住環境の安全性の向上に配慮し、良質な夜間景観を演出するよう努める。 屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわし い色温度となるように配慮する。				
	屋外広告物	川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。 屋外広告物の形態・大きさ・色彩・取り付け位置等は、まち並みに調和したものとする。 A 歴史のまち並み地区 大規模な広告物は禁止する。				
	緑化等	大樹や古木の保全に努める。 <u>既存樹木については、適切に管理し、できる限り保存し活かす。</u> 公共空間(道路や河川、公園等)に接する部分については、緑化を図るなど、空				
	空き地・駐車場等	・空き地及び屋外駐車場、駐輪場の道路に面する側は、生垣などによる緑化に努める。 ・空き地及び屋外駐車場においては、管理を徹底する。				
	事場等					

【基準の解説】

建築物の高さについては、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。

喜多院や中院の境内にある森は、本地域を緑豊かに印象づけている、重要な景観要素です。地域のシンボルである森への眺望を大切にします。

「歴史のまち並み地区」及び「落ち着いた住宅地地区(イ)」のうち、喜多院・中院の境内周辺の敷地では、森への視線をさえぎらない高さとなるように配慮します。

また、森が直接見えない位置にある敷地でも、景観資源である森を尊重した規模である必要があります。



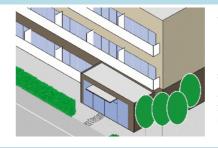
喜多院・中院への視線をさえぎらない程 度の高さとなるよう配慮する。

間口の大きな建築物については、壁面の後退や分節化などにより、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。

間口の大きな建築物は、長大な壁面を生じると、単調さや圧迫感を生み出す場合があります。

色彩により低層部を分節化することにより、表情を豊かにすることができます。

また、エントランス部分以外の壁面を後退し、圧 迫感を軽減する工夫も考えられます。



屋外に設置される建築設備等については、公共空間(道路や公園等)から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。

ゴミ置場などは建築物と一体的に計画 するようにします。位置は目立たない配 置とし、または道路から直接見えないよ うに植栽等で修景します。

室外機などの設備や、屋上に設置する 設備は、目立たない位置に配置する か、木枠やルーバーなどで直接見えな いように目隠しします。



ゴミ置場は建築物と一体的に計画 し、目立たない配置とし、あるいは道 路から直接見えないように植栽等で 修景する。



室外機などの設備は、目立たない位置に配置するか、木枠などで直接見えないようにする。

建築物には、勾配屋根を用いること、軒や庇の位置を周囲の建物と合わせることなどにより、和の雰囲気を演出するとともに、周囲のまち並みとの調和を図るよう努める。

歴史のまちなみ地区では、和の雰囲気が現在も残っていることから、それを踏まえてデザインを工夫することが重要です。

例えば、勾配屋根を用いたり、軒や庇の高さを揃えたりすること により、周囲の建物と連続感が生まれます。

必ず軒や庇を設けるというわけではなく、自然素材を用いることや、壁面位置を周囲の建築物と合わせることによっても、和の雰囲気やまち並みの一体感を演出することができます。



軒や庇の高さを合わせると、まち並みの連続性が印象づけられる。

集合住宅において、壁面を後退させた場合は、道路境界との間に生垣 や植栽などの緑化を施すなど、まち並みの連続性に配慮する。

集合住宅の壁面は大きく、まち並みへの影響も小さくありません。ま ち並みの連続性を確保し、また歩〈人への影響も考慮して、敷地際 は、無機質で閉鎖的な塀ではなく、生垣や植え込みとしたり、樹木を 組み合わせるなどの工夫をします。



敷地際に植え込みを配置し、隣の敷地の 外構との連続性を確保している。

緑化等の基準について

緑豊かな心地よい住環境を受け 継いでいくために、敷地内を緑化 します。また、剪定などの手入れ を定期的に行い適切に管理する ことも大切です。



緑をつなげる

敷地を細分化すると、緑化するための空 間も小さくなってしまいます。やむなく細 分化をする場合は、道路から見える位置 に緑化するための空間を確保することに より、潤いある環境づくりに取り組みます。



敷地を分割しているが、緑化のスペースを 各戸で確保している。

喜多院や中院には、長い歴史の中で育まれてきた、地 域のシンボルともいえる森があります。これらの森からつ ながるようにして、住宅の敷地でも緑を育てます。 その際には、低木だけでなく中木や高木を用いると、緑 が立体的になり、緑の連なりが印象深くなります。



喜多院の森に接する敷地で、生垣を設け ることにより、緑をつなげている。

角地や道の突き当りなど、目に留まりや すい場所では、中木や高木を配置する と印象的な街角となります。



角地の敷地で、ボリュームのある樹木を 配置し、街角を印象づけている。

道路から見える位置にある駐車場は、植栽によって車が直接見え ないようにするか、緑化舗装を用いると、緑が印象づけられます。



駐車場の入口付近に緑を配置して、 自動車があまり見えないようにしてい る。



緑化舗装を用いて、駐車場を 殺風景にしない配慮をしてい